

更正の請求書の記載要領等

【令和4年4月1日以後開始令和5年4月1日前終了事業年度分】

1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1) 税務署に提出した申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

イ 納付すべき税額が過大となったこと。

ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。

ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。

(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

なお、令和4年4月1日以後に開始する事業年度又は課税事業年度のうち、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度又は課税事業年度分の法人税又は地方法人税について更正の請求をする場合には、この請求書ではなく、「更正の請求書（単体申告用）」（平成31年4月1日以後終了令和4年4月1日前開始事業年度等分）を使用してください。

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から5年以内（注）
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から7年以内

（注） 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。

3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。

5 この請求書の各欄は、次により記載します。

(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。なお、令和4年12月31日以後に終了する事業年度又は課税事業年度分の法人税又は地方法人税について更正の請求をする場合には、「この請求前の金額」欄のうち、「(1)」欄から「(19)」欄まで及び「(22)」欄から「(34)」欄までの各欄は、記載を要しません。

(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。

(3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。

(4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。

(5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(6) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。